

諮問番号：平成 31 年度諮問第 1 号

答申番号：令和元年度答申第 4 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 30 年 11 月 13 日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による利用者負担額(保育料)変更決定処分（平成 30 年 10 月 11 日付け 30 葛子保第 337 号）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第 2 審査請求の趣旨

処分庁は平成 30 年 9 月分から平成 31 年 3 月分までの審査請求人の支払うべき利用者負担額（保育料）について、月額 2 万 2600 円と決定し、「利用者負担額(保育料)通知書(継続)」(平成 30 年 9 月 4 日 30 葛子保第 279 号。以下「本件通知書」という。)により、審査請求人に対し、通知した(以下「本件処分 1」という。)ところ、審査請求人から、平成 30 年 10 月 4 日付けで「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額通知書」の写しの提出があったため、処分庁は平成 30 年 11 月分から平成 31 年 3 月分までの審査請求人の支払うべき利用者負担額(保育料)について、月額 5600 円と変更する旨を決定し、「利用者負担額(保育料)通知書(変更)」(平成 30 年 10 月 11 日 30 葛子保第 337 号。以下「本件変更通知書」という。)により、審査請求人に対し、通知した(以下「本件処分 2」という。)

これに対し、審査請求人は、平成 30 年 10 月 20 日、本件処分 2 において、平成 30 年 9 月分及び 10 月分の利用者負担額(保育料)が減額変更されなかったことを不服とし、審査請求を提起した(以下「本件審査請求」という。)ものである。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、仕事が忙しく課税証明書を取りに行くことができず、提出期限までに提出できなかった。そのため、区に連絡したところ、特別区民税・都民税特別徴収税額通知書(以下「税額通知書」という。)のコピーでも構わないということだったので、税額通知書のコピーを平成 30 年 10 月 4 日に提出したが、税額通知書のコピーでも構わないのなら、初めからそう言ってほしかった。審査請求人は、母子家庭のため 2 万 2600 円という保育料は支払うことはできない。したがって、平成 30 年 9 月分及び 10 月分の保育料の減額を求める。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、審査請求人の平成 30 年 9 月分から平成 31 年 3 月分までの利用者負担額（保育料）を決定する際、審査請求人から平成 30 年度分の課税の状況を証する書類が提出がなかったことから、審査請求人の世帯の市町村税所得割合算額が算出できず、葛飾区施設型給付費、区立保育園保育料等に関する規則（平成 10 年葛飾区規則第 37 号。以下「規則」という。）別表第 1 のいずれの階層区分に該当するかを決定できなかった。

そこで、処分庁は、平成 30 年 9 月 4 日、規則別表第 1 備考第 3 項に基づき、審査請求人の世帯の階層区分を暫定的に最高階層である D21 階層と決定し、それに基づき利用者負担額（保育料）を 2 万 2600 円と決定し、審査請求人に本件通知書により通知するとともに、同通知書に「利用者負担額（保育料）決定に必要な税資料等の提出について」及び「利用者負担額（保育料）変更時の取扱いについて」を同封し、税資料等を平成 30 年 9 月 28 日までに提出するように求め、提出する日により変更後の額が適用される月が異なることを案内している。なお、審査請求人の世帯の階層区分を D21 階層と決定したのは、実際より低い額で決定してしまうと、追って課税の状況を証する書類が提出されなかった場合、本来の利用者負担額（保育料）が支払われない状態が継続することになり、他の利用者との公平性が確保できないためであり、「保育施設利用申込案内」においても暫定的に最高額で決定する旨を明記している。

平成 30 年 10 月 4 日、処分庁は、審査請求人から「給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額通知書」の写しが提出されたことから、これに基づいて規則別表第 1 の階層区分 D1 に該当するとし、利用者負担額（保育料）を変更することとし、葛飾区保育の実施事務要綱（平成 11 年 7 月 29 日 11 葛子保第 453 号。以下「要綱」という。）第 15 条に基づき変更事由を認定した日の属する月の翌月初日である平成 30 年 11 月 1 日から変更後の額 5600 円を適用することを決定し、審査請求人に対し、本件変更通知書により通知したものである。

以上のことから、本件処分 1 及び本件処分 2 は、根拠法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきものである。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分 1 について

本件処分 1 において、審査請求人の利用者負担額（保育料）が最高額である 2 万 2600 円と決定されたのは、審査請求人が税資料を提出しなかったことから、処

分庁が審査請求人の世帯の課税の状況を最高額と推定し、世帯の階層区分をD21階層と決定したうえで、利用者負担額（保育料）を決定したことによる。

税資料の提出がない場合、利用者負担額（保育料）を実際より低い額で決定してしまうと、追って税資料の提出がされなかったとき、本来の利用者負担額（保育料）が支払わない状態が継続することにより、他の利用者との公平性が確保できない。また、審査請求人は平成30年1月1日時点で他の自治体に居住していたことから、審査請求人の税情報を照会することもできなかった。

したがって、処分庁が審査請求人の課税の状況を推定するに当たり、所得階層を最も高いものと決定し、利用者負担額（保育料）を決定することが不合理であるとはいえない。よって、本件処分1は、違法又は不当とはいえない。

(2) 本件処分2について

要綱第15条第1項は、区立保育所保育料等の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものとするとしており、処分庁は、この規定に基づき、審査請求人の利用者負担額（保育料）について、認定した日の翌月の初日である平成30年11月1日から審査請求人の本来の階層に基づく月額5600円と決定したものと解される。利用者負担額（保育料）の決定は行政処分であり、利用者負担額（保育料）の変更に伴う会計事務が煩雑になることを回避する必要性から、要綱第15条第1項の規定が不合理であるとはいえない。

また、同条第3項は、区長が特に理由があるとき認めるときは、同条第1項の規定は適用されない旨を定めているが、審査請求人において、税資料を提出することができなかったのも仕方がないというべき特段の理由は認められない。審査請求人は、「区民税・都民税特別徴収税額通知書」のコピーでも構わないのであれば、初めから言ってほしかったと述べているが、「保育施設利用申込案内」及び本件通知書に添付され送付された「利用者負担額(保育料)決定に必要な税資料等の提出について」にも、提出が必要な税資料として「住民税決定通知書」と記載されている。

よって、同規定に沿って行われた本件処分2も違法又は不当とはいえない。

(3) 結論

以上からすれば、本件処分1及び本件処分2は違法又は不当とはいえず、審査請求人の平成30年9月分及び10月分の保育料が月額2万2600円のままとされたことも違法又は不当であるとはいえない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成31年4月8日	諮問書の受理
平成31年4月18日	審議
令和元年6月11日	審議
令和元年7月29日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件処分1において、審査請求人の平成30年9月分から平成31年3月分までの利用者負担額(保育料)が、最も高い階層区分(D21階層)の金額である月額2万2600円と決定されたこと(争点1)、本件処分2において、平成30年9月分及び10月分の利用者負担額(保育料)が減額変更されず、2万2600円のままとされたこと(争点2)ことが違法又は不当であるか否かということである。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第6条第4項により徴収する利用者負担額(保育料)の額は、規則付則第2項の規定により別表第1に定めるものとされている。さらに、別表第1の備考第3項によると、課税の状況が判明しないため、いずれの階層区分に該当するかを決定することができないときは、区長が課税の状況を推定し、各月初日に在籍する小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分を決定するとしている。また、「平成30年度保育施設利用申込案内」に住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合には、正しい利用者負担額(保育料)の計算ができないため、暫定的に最高額(D21階層)で利用者負担額(保育料)を決定すると掲載している。

本件処分1は、審査請求人から税資料の提出がなかったことから、また、処分庁は審査請求人の平成30年1月1日現在の居住地が他自治体であり、税状況の照会ができなかったことから、正しい利用者負担額(保育料)の計算ができないため、暫定的に最高額(階層区分D21)の金額2万2600円で決定したことによる。

このように課税の状況が判明しない場合、実際より低い額で利用者負担額(保育料)を決定してしまうと、追って課税の状況を証する書類が提出されなかったとき、本来の利用者負担額が支払われない状態が継続することになり、他の利用者との公平性が確保できない。

このような状況において、審査請求人の課税の状況を推定するに当たり、暫定的に階層区分をもっとも高い区分と決定し、利用者負担額(保育料)を決定することが不合理であるとはいえない。よって、本件処分1は、違法又不当とはいえない。

なお、当該事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の規定により個人番号を利用できる事務として規定されており、現に当該事務を処理するに当たり、処分庁は個人番号を収集している。また、番号法第19条第7号及び別表第2の規定により、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを使用して他自治体から地方税関係情報の提供を受ける

ことができる」とされている。

処分庁は、子育て支援総合システムの環境が整備されていなかったことから、情報連携を行えず、審査請求人からの課税の状況を証する書類の提出が必要であったとしているが、処分庁において個人番号を収集していたこと、平成 29 年 11 月の時点では平成 30 年 7 月以降から、当該事務において、税情報の情報連携の開始が予定されていたこと等を考慮すると、情報連携の実施時期に合わせてシステムを整備すべきであったといわざるを得ない。

もっとも、当該事務における地方税関係情報の情報連携は、平成 30 年 7 月 2 日にその試行が始まり、平成 30 年 10 月 9 日から本格実施となったものであり、試行期間中は、地方税関係情報については、課税の状況を証する書類を提出する必要があったため、これをもって処分庁の事務に瑕疵があるとはいえない。

(2) 争点 2 について

要綱第 15 条第 1 項は、区立保育所保育料等の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものと定めており、処分庁は、この規定に基づき、審査請求人の利用者負担額（保育料）について、認定した日の翌月初日である 11 月 1 日から審査請求人の本来の階層区分に基づく月額 5600 円に変更するものと決定したものと解される。

また、同条第 3 項は、区長が特に理由があると認めるときは、同条第 1 項の規定は適用されない旨を定めている。審査請求人は、提出期限までに税資料を提出できなかったのは、処分庁が税資料として「区民税・都民税特別徴収税額通知書」のコピーでも構わないというのであれば最初から言うべきであり、それを言わなかったからであり、これは区長が特に理由があると認めるときに該当するとしている。しかしながら、処分庁が配布している「保育施設利用申込案内」の 17 頁には保育料決定に必要な手続として「住民税決定通知書」（写し可）の提出について掲載されているし、本件通知書に添付して送付された「利用者負担額（保育料）決定に必要な税資料等の提出について」にも、提出が必要な書類として「住民税決定通知書」の写しと記載されている。

したがって、審査請求人の主張する税資料を提出することができなかったのも仕方がないというべき特段の理由には当たらず、区長が特に理由があると認めるときに該当しない。よって、同規定に則り行われた本件処分 2 は、違法又は不当とはいえない。

(3) 結論

以上からすれば、本件処分 1 及び本件処分 2 は、いずれも違法又は不当とはいえず、審査請求人の平成 30 年 9 月分及び 10 月分の保育料が月額 2 万 2600 円のままとされたことも違法又は不当であるとはいえない。

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明